

# 統計調査の概要

## 1. 調査の目的

我が国の卸売・小売事業所を調査し、全国の事業所の分布状況、販売活動を把握し、商業の実態を明らかにすることを目的としている。

## 2. 調査の根拠

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施されている。

## 3. 調査の期日

平成 16 年商業統計調査は、平成 16 年 6 月 1 日現在で実施した。

なお、この調査は昭和 27 年以来、昭和 51 年までは 2 年ごと、平成 9 年までは 3 年ごと、以降の調査から 5 年ごとに実施し、平成 9 年以降はその中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施することとしている。今回は第 2 回目の簡易調査であり、総務省所管の「事業所・企業統計調査」及び「サービス業基本調査」との同時調査により実施した。

## 4. 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）「大分類 J - 卸売・小売業」に属する事業所を対象とする。

簡易調査は、民営（国、地方公共団体以外）の事業所を対象としている。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。しかし、民営の事業所であっても、駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は調査の対象としない。ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とする。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とする。

## 5. 調査の方法

事業所の管理責任者（申告義務者）が自ら記入する方法（自計方式）により調査した。

調査の経路は次のとおり。

商業調査指導員

経済産業大臣

都道府県知事

市区町村長

商業調査員

申告者(事業所)

また、一部の指定事業所については以下の経路で調査した。

経済産業大臣又は都道府県知事

対象企業